



熊本県公報

第 1 2 5 3 4 号

平成 28 年 7 月 8 日 (金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録…………… (高齢者支援課) 1
- 特定計量器定期検査の実施…………… (産業支援課) 1
- 熊本県収入証紙売りさばき人の指定取消し…………… (会計課) 2
- 指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい者支援課) 2
- 熊本県情報セキュリティ強靱性向上事業業務委託に係る一般競争入札の参加資格等…………… (情報企画課) 3
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の廃止…………… (障がい者支援課) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の廃止…………… (") 4
- 平成 2 8 年熊本地震に係る県税に関する納付等の期限の指定…………… (税務課) 4

公 告

- 平成 2 8 年度職員訓練指導員試験の実施…………… (労働雇用創生課) 4
- 肥料登録有効期間更新…………… (農業技術課) 5
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 6
- 土地改良区管理規程変更の認可…………… (農村計画課) 6
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 6
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (") 6
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (") 7
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (農地・担い手支援課) 7
- 県営土地改良事業計画の決定…………… (農村計画課) 7
- 道路の位置指定…………… (建築課) 7
- 熊本県情報セキュリティ強靱性向上事業業務委託に係る一般競争入札の実施…………… (情報企画課) 8

登 載 依 頼

- 熊本県環境影響評価条例の規定に基づく対象事業の中止…………… (天草広域連合) 11
- 平成 2 8 年度第 1 回熊本県公立大学法人評価委員会の開催…………… (公立大学法人評価委員会) 11
- 熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… (人事委員会) 12

告 示

熊本県告示第 6 6 7 号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 6 2 年法律第 3 0 号）附則第 2 0 条第 1 項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第 2 項において準用する同法第 4 8 条の 8 の規定により次のとおり公示する。

平成 2 8 年 7 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
社会福祉法人嘉悠会 上益城郡嘉島町北 甘木 2 0 7 3 番地	地域密着型介護老人福祉施設 はるの里 熊本市南区城南町 舞原 2 5 3 番地 1	4 3 1 1 0 0 2 8 9	平成 2 8 年 6 月 2 9 日	地域密着型 介護老人福祉施設

熊本県告示第 6 6 8 号

計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）第 1 9 条第 1 項の規定により特定計量器検定検査規則

(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項各号のいずれかに該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成28年7月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 対象となる特定計量器
非自動はかり(計量法施行令(平成5年政令第329号)第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。)、分銅及びおもり
- 2 検査区域
八代市及び氷川町
- 3 検査日等

検査日	検査受付時間	検査場所
平成28年8月17日	午前10時から午前11時30分まで	氷川町役場
平成28年8月17日	午後1時から午後3時まで	氷川町公民館
平成28年8月18日	午前10時から午後3時まで	八代市鏡支所
平成28年8月19日	午前10時から午後3時まで	八代市鏡支所
平成28年8月22日	午前10時から午後3時まで	八代市東陽支所
平成28年8月23日	午前10時30分から午後2時30分まで	振興センター五家荘
平成28年8月24日	午前10時から午後3時まで	八代市泉支所
平成28年8月25日	午前10時から午後3時まで	泉地域福祉センター
平成28年8月26日	午前10時から午後3時まで	千丁公民館
平成28年8月29日	午前10時から正午まで	高田公民館
平成28年8月29日	午後1時30分から午後3時まで	宮地公民館
平成28年8月30日	午前10時から正午まで	郡築公民館
平成28年8月30日	午後1時30分から午後3時まで	金剛公民館
平成28年8月31日	午前10時から正午まで	八千把公民館
平成28年8月31日	午後1時30分から午後3時まで	松高公民館
平成28年9月1日	午前10時から正午まで	植柳公民館
平成28年9月1日	午後1時30分から午後3時まで	麦島公民館
平成28年9月2日	午前10時から正午まで	坂本公民館
平成28年9月2日	午後1時30分から午後3時まで	太田郷公民館
平成28年9月5日	午前10時から午後3時まで	八代公民館
平成28年9月6日	午前10時から午後3時まで	やつしろハーモニーホール
平成28年9月7日	午前10時から午後3時まで	やつしろハーモニーホール
平成28年9月8日	午前10時から午後3時まで	八代市南部市民センター

- 4 検査を実施する指定定期検査機関の名称
一般社団法人熊本県計量協会

熊本県告示第669号

熊本県収入証紙条例(昭和39年熊本県条例第24号)第5条第1項の規定による売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第3項の規定により告示する。

平成28年7月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

住 所	名称及び代表者氏名	取消年月日
上益城郡御船町辺田見396番1 上益城総合庁舎内	上益城郡母子寡婦福祉会 会長 春岡 和子	平成28年6月30日

熊本県告示第670号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成28年7月8日

熊本県知事 蒲島 郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
一般社団法人自閉症スペクトラム支援センターにじポータルうき宇城市不知火町御領325番地4	一般社団法人自閉症スペクトラム支援センターにじ球磨郡あさぎり町免田東358番地1 満石 理恵	平成28年7月1日	4352700092	指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス 指定保育所等訪問支援

熊本県告示第671号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成28年7月8日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 競争入札に付する事項
熊本県情報セキュリティ強靱性向上事業業務委託
- 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されており、かつ、要綱第6条に定める入札参加資格者名簿の営業種目「情報処理業務（情報システム全般の設計、開発、維持管理）」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 入札参加資格を得るための申請方法等
 - 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - 入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成28年7月22日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - 入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成31年3月31日までとする。
 - 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者については、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成30年10月1日から平成30年11月30日（閉庁日を除く。）まで行う。

熊本県告示第672号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成28年7月8日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年7月8日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長	備考
-------	-----	-----------	----	----

			(メートル)	
一般国道	3 2 5 号	山鹿市鹿本町中富字福島 8 0 番 2 地先から 山鹿市鹿本町梶屋字上北田 8 7 2 番 1 地先まで	60.0	

2 供用を開始する期日 平成 2 8 年 7 月 1 1 日

熊本県告示第 6 7 3 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 2 項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成 2 8 年 7 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
ホームヘルプひかり 八代市古閑下町 1 8 1 9	株式会社光里環境 八代市古閑下町 1 8 1 9 松本 るり子	居宅介護 重度訪問介護	平成 2 8 年 6 月 3 0 日

熊本県告示第 6 7 4 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 2 項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成 2 8 年 7 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
障害者多機能型就労支援事業所 風月 球磨郡錦町大字西 2 3 1 1 - 1 3	N P O 法人木もれ陽会 球磨郡錦町大字西 2 3 1 1 - 1 4 池田 真由美	就労移行支援	平成 2 8 年 6 月 1 日

熊本県告示第 6 7 5 号

熊本県税条例（昭和 2 9 年熊本県条例第 2 8 号。以下「条例」という。）第 1 5 条第 1 項の規定により、平成 2 8 年 4 月 2 1 日熊本県告示第 4 9 5 号の 3 において別に告示で定めることとされている期日は、その期限が平成 2 8 年 4 月 1 4 日から平成 2 8 年 8 月 3 0 日までの間に到来するもの（条例第 2 6 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定により課する法人の県民税、同項第 5 号の規定により課する利子割、同項第 6 号の規定により課する配当割、同項第 7 号の規定により課する株式等譲渡所得割、条例第 3 9 条第 1 項の規定により課する法人の事業税、条例第 4 8 条の 3 の規定により課する地方消費税並びに条例第 6 4 条及び熊本県税条例の一部を改正する条例（平成 2 8 年熊本県条例第 9 号）附則第 4 項の規定により課する県たばこ税を除く。）について、平成 2 8 年 8 月 3 1 日とする。

平成 2 8 年 7 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

公 告

熊本県公告第 4 4 3 号

職業能力開発促進法（昭和 4 4 年法律第 6 4 号。以下「法」という。）第 3 0 条第 1 項の規定により、平成 2 8 年度職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成 2 8 年 7 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 試験を実施する職種
職業能力開発促進法施行規則（昭和 4 4 年労働省令第 2 4 号。以下「省令」という。）

- 別表第11の免許職種の欄に掲げる職種
- 2 試験の科目
学科試験のうち指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）
 - 3 受験資格
 - (1) 試験を受けることができる者は、次に掲げる者とする。
ア 法第44条第1項の技能検定に合格した者
イ 省令第45条の2第2項各号のいずれかに該当する者又は同条第3項各号のいずれかに該当する者のうち、省令第46条の規定により実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除となる者
 - (2) (1)にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。
ア 成年被後見人又は被保佐人
イ 禁錮以上の刑に処せられた者
ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者
 - 4 試験の日時及び場所
平成28年9月9日（金）午前10時45分から
熊本県庁本館10階1002会議室（熊本市中央区水前寺六丁目18番1号）
 - 5 受験申請の手続
 - (1) 受験申請書類
職業訓練指導員試験受験申請書、受験票、履歴書、写真（申請前6か月以内に撮影した上半身の写真で、縦40ミリメートル、横30ミリメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）及び試験の免除の資格を有することを証明する書類
 - (2) 受験申請書類の受付期間等
平成28年7月19日（火）から同年8月5日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、郵送により提出する場合は、受付期間の末日までの消印のあるものに限り受け付ける。
 - (3) 受験申請書類の提出先
受験申請書類は、次の場所に持参すること。ただし、郵送により提出する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「職業訓練指導員試験受験申請書在中」と朱書の上、送付すること。
熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用創生課
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - (4) 受験手数料
受験手数料（学科試験手数料）は、3,100円とし、熊本県収入証紙を受験申請書に貼り付けて納付する。
なお、受験申請書を受け付けた後は、いかなる理由がある場合にも受験手数料は、返還しない。
 - (5) 受験票
受験申請書を受け付けたときは、後日、申請者宛てに受験票を送付する。
 - 6 合否判定の基準
満点の6割以上の得点がある場合は、合格とする。
 - 7 合格発表
平成28年9月23日（金）に合格者受験番号を熊本県公報で公示し、及び熊本県のホームページに掲載するとともに、合格証書の送付により本人宛てに通知する。
 - 8 その他
 - (1) 受験案内、受験申請書の用紙等（以下「受験案内等」という。）は、熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用創生課において交付する。
なお、受験案内等の交付を郵送により希望する場合は、封筒の表面に「職業訓練指導員試験受験案内等請求」と朱書し、郵便番号、住所及び氏名を明記の上、140円切手を貼った返信用封筒（定形外角形2号）を同封し、熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用創生課に請求すること。
 - (2) 受験者のうち希望する者には、熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第22条第1項の規定により口頭にて試験結果（科目の得点）を開示する。
なお、開示を行う期間は合格発表の日から起算して1か月間とし、開示を行う場所は熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用創生課とする。
 - (3) 試験についての不明な点は、次に問い合わせること。
熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用創生課
電話 096-333-2342（直通）

熊本県公告第444号
肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。
平成28年7月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第1399号	魚かす粉末	魚粕粉末	窒素全量 : 8.0 りん酸全量 : 7.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	有限会社山下商事 熊本県球磨郡相良村川辺1746	平成34年6月29日
熊本県肥第1358号	消石灰	苦土石灰3号	アルカリ分 : 65.0 可溶性苦土 : 10.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	白雲石工業株式会社 兵庫県尼崎市元浜町4丁目78番地	平成34年7月24日

熊本県公告第445号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成28年7月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字北甘木字八反畑2361番1及び同2361番2
1,393.51平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡嘉島町井寺967-3
村井 豊喜

熊本県公告第446号

苓北町土地改良区から申請の志岐ダム及び年柄ダムの管理規程の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により平成28年6月29日付けで認可したので、同条第4項の規定により公告する。

平成28年7月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第447号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成28年7月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字東原2798番1、同2817番1及び里道の一部
11,609.20平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区小峯三丁目1番18号
株式会社南栄開発

熊本県公告第448号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成28年7月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字大人足4409番1、同4411番3及び同4412番2
2,867.72平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市北区武蔵ヶ丘九丁目6番69号 ジェラール光の森901号
野口 美代子

熊本県公告第449号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成28年7月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字小池ノ上2000番361、同2000番2456及び同2000番2457
4,574.37平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡大津町大字陣内1356番地
インペリアル合同会社

熊本県公告第450号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成28年7月8日から同月21日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。
平成28年7月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
有限会社中原温室	熊本市西区中原町	熊本市西区中原町字内河原131番1ほか2筆
松崎 武司	熊本市西区中原町	熊本市西区沖新町字中島割931番ほか6筆
宮本 勝徳	熊本市南区良町	熊本市南区田迎町大字良町字古豆607番1ほか2筆

- 2 申請年月日
平成28年6月24日

熊本県公告第451号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営津留地区土地改良事業（暗渠排水）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画に不服のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。
平成28年7月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営津留地区土地改良事業（暗渠排水）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成28年7月11日から平成28年8月8日まで
- 3 縦覧場所
山鹿市役所

熊本県公告第452号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成28年7月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 人吉市鬼木町字佐無田561番4
- 2 築造者の氏名 上野ミツコ
- 3 道路の位置 人吉市鬼木町字佐無田561番1、同561番14、同561番15、同561番16及び同561番17
- 4 道路の幅員 4.10メートルから4.60メートルまで
- 5 道路の延長 62.74メートル
- 6 指定年月日 平成28年6月13日
- 7 指定番号 熊本県指令南景建第4号

熊本県公告第 4 5 3 号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 6 条の規定により次のとおり公告する。
平成 2 8 年 7 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
熊本県情報セキュリティ強靱性向上事業業務委託
- (2) 業務に係る発注・契約担当部局
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課情報基盤・セキュリティ班
- (3) 業務に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館 2 階）
- (4) 業務委託の内容
「熊本県情報セキュリティ強靱性向上事業業務委託 要求仕様書」（以下「要求仕様書」という。）による。
- (5) 委託期間
契約日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで
- (6) 履行場所
要求仕様書による。
- (7) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4 (3) アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けたり者を除き、紙入札による入札はできない。ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者、イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、ウ 閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
- (8) 入札金額
入札金額は、本委託業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の 1 0 0 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもつて落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 0 8 分の 1 0 0 に相当する金額により入札すること。
- (9) 入札説明書及び業務に係る仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 3 9 年熊本県告示第 4 2 0 号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を準用する。
- (10) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- (11) 低入札価格調査に係る基準価格の設定
この入札は、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けているので、基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- 次の (1) から (5) までは定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札に参加者の資格等に関する要綱（平成 1 8 年熊本県告示第 5 2 1 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されており、かつ、要綱第 6 条に定める入札参加資格者名簿の営業種目「情報処理業務（情報システム全般の設計、開発、維持管理）」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している者で、本入札に参加するための入札参加資格申請内容の変更届による登録内容の変更が必要な場合は、次のアの期間以降も随時受け付けるが、3 (3) の競争入札参加資格確認申請書の提出期間内当該登録内容の変更が間に合わない場合もある。ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）受付期間

公告の日から平成 2 8 年 7 月 2 2 日（金）午後 5 時まで
イ 競争入札参加資格審査申請書提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 8 6 2 - 8 5 7 0 熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードする。
エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵

- (2) 送付期間内に必着とする。送付期間内に必着とする。送付期間内に必着とする。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てを行つた者又は申立てをしない者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けなければならないこと。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）第 2 条第 1 項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 要求仕様書の内容を満たしていることを証明できること。

3

- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2 (2) から (5) までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

- ア 競争入札参加資格確認申請書
- イ 機能性能等に関する仕様及び製品仕様書、カタログ等

- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を電子入札システムにより、1 つのファイルに集約のうえ提出すること。ただし、(1)アに添付する (1)イの書類の電子データの容量が 3 メガバイトを超える等、1 つのファイルに集約できない場合は、(1)イの書類の目録を (1)アの書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イの当該書類は提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の IC カードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効期とする。紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

- (3) 提出期間
公告の日から平成 28 年 8 月 5 日（金）午後 5 時まで

- (4) 提出先
1 (3) に掲げる入札担当部局
熊本県出納局管理調達課管理班

- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があつた場合は電子入札システムにより、書面での提出があつた場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4

- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
1 (2) に掲げる発注・契約担当部局において公告の日から平成 28 年 8 月 5 日（金）午後 5 時まで受け付ける。

- (2) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び 1 (2) に掲げる発注・契約担当部局において公告の日から平成 28 年 8 月 19 日（金）まで行う。

- (3) 入札の方法

- ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成 28 年 8 月 18 日（木）午後 5 時までに電子入札システムにより入札すること。

- イ 紙入札による入札の方法

- (ア) 日時 平成 28 年 8 月 19 日（金）午前 10 時

- (イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館 2 階）

- (ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を (ア) の日時に (イ) の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成 28 年 8 月 18 日（木）午後 5 時（必着）までに 1 (3) に掲げる入札担当部局（熊本県出納局管理調達課管理班）へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書し、中封筒の表に委託業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合は、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書したうえで、委託業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

- (4) 開札の方法及び日時等
開札は電子入札システムにおいて (3)イ (ア) の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）のもとに (3)イ (イ) の場所で開札を行うものとする。

- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2 回までとする。1 回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再

入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時まで再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時まで再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

- (6) 入札の無効
 - 次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
 - ア 本県競争入札心得第8条各号のいずれかに該当する入札
 - イ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
 - ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
 - エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
 - オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

- (7) 入札の中止等
 - 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

- (8) 落札者の決定方法
 - 開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とす。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
 - なお、本入札は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回る価格で入札を行った者は、最低の価格をもつて申込みをした者であつても落札者とはならない場合がある。

- (9) 入札保証金
 - 免除する。

5 契約について

- (1) 契約書の作成の要否
 - 要
- (2) 契約の締結期限
 - 落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
 - 落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金
 - 契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
 - ア 納付期限 (3)に掲げる期限
 - イ 提出場所 1(2)に掲げる発注・契約担当部局
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課情報基盤・セキュリティ班

6 その他

- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

- (1) 問合せ先
 - ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること
（本公告に係る発注・契約担当部局）
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課情報基盤・セキュリティ班
電話番号 096-333-2143
ファックス番号 096-381-8211
 - イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
 - ウ 電子入札システムの操作方法に関すること
くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455

- (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

8 Summary

- (1) Name and Content of Consignment
Kumamoto Prefecture information security toughness improvement business
- (2) Date and Place for tender
Date: August 19th 2016 10:00 a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Information and Planning Division, Transportation Policy and Information
Bureau, Department of Planning and Development
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
(9th floor of Prefectural Government New building)
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2143
- (4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

登載依頼

公告

次の対象事業を実施しないこととしたので、熊本県環境影響評価条例（平成12年熊本県条例第61号）第26条第1項の規定により公告する。

平成28年7月8日

天草広域連合長 中村 五木

- 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
(1) 名称 天草広域連合
(2) 代表者の氏名 中村 五木
(3) 主たる事務所の所在地 熊本県天草市本渡町広瀬1687番地2
- 対象事業の名称、種類及び規模
(1) 名称 新ごみ処理施設整備事業
(2) 種類 ごみ焼却施設の設置及び最終処分場の設置
(3) 規模 ごみ焼却施設 処理能力 107トン/日
最終処分場 埋立面積 8,600平方メートル
- 対象事業実施区域の位置
熊本県天草市有明町須子字下ノ崎60ほか
- 熊本県環境影響評価条例第26条第1項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号
(1) 該当することとなった旨 対象事業を実施しないこととした
(2) 該当した号 熊本県環境影響評価条例第26条第1項第1号

熊本県公立大学法人評価委員会公告第1号

平成28年度第1回熊本県公立大学法人評価委員会を次のとおり開催する。

平成28年7月8日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 開催日時
平成28年7月11日（月）
午後1時から（4時間程度）
- 開催場所
熊本市東区月出3丁目1番100号
熊本県立大学 大会議室
- 議題
・公立大学法人熊本県立大学の役員報酬等の基準変更について
・平成27年度財務諸表の承認について
・平成27年度業務実績に係るヒアリング
- 傍聴者の定員
10人
- 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- (2) 会議の傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の30分前から行い、傍聴者の定員を満了した時点又は会議開催予定時刻になった時点で終了する。
- (3) 傍聴者の決定は、受付先着順とする。ただし、受付開始時点ですでに定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。

6 問合せ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県総務部総務私学局県政情報文書課（電話096-333-2061）

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年7月8日

熊本県人事委員会委員長 宮田政道

熊本県人事委員会規則第30号

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年熊本県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表市町村の表南阿蘇村の部村長部局の項中「職員係」の次に「又は財政係」を加え、「財政課課長補佐（財政係の業務を担当する課長補佐に限る。）」を削り、「所長」を「所長 園長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。